

改正

令和3年3月30日要綱第63号
令和3年7月1日要綱第21号
令和4年3月15日要綱第72号
令和4年8月22日要綱第27号
令和6年3月22日要綱第64号
令和8年3月31日要綱第59号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の良好で快適な生活環境の形成を図るため、空家を解体する者に対し白河市空家解体費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、白河市補助金等交付規則（平成17年白河市規則第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 市内に所在する居住その他の使用がされていない一戸建ての専用住宅及び併用住宅（2分の1以上が居住の用に供されているものに限る。）をいう。
- (2) 所有者等 空家の登記事項証明書に所有者として記載されている者又は固定資産課税台帳に登録されている者（未登記の場合に限る。）をいう。
- (3) 不良空家 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4号に規定する不良住宅に該当する空き家で、別表に規定する不良度の測定基準による評点の合計が100点以上であるものをいう。

(補助対象空家)

第3条 補助金の交付対象となる空家（以下「補助対象空家」という。）は、市内に所在する空家であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請日において居住その他の使用が1年以上されていないものであること。
- (2) 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築されたものであること。
- (3) 耐震改修工事を行っていないものであること。
- (4) 公共事業等の補償の対象となっていないこと。
- (5) 所有権以外の権利が設定されていないこと（所有権以外の権利が設定されている場合であっても、当該権利者が当該空家等の解体に同意している場合を除く。）。

2 前項の規定にかかわらず、不良空家については、前項第2号に該当しない場合も補助対象空家とする。

3 第1項各号の規定にかかわらず、この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする目的で当該空家を故意に破損させたと認められる場合は、補助金の交付対象としない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 空家の所有者等若しくはその相続人又はそれらの者から当該空家の解体について同意を得た者
- (2) 白河市及び居住する市区町村に税金の滞納がない者
- (3) 暴力団関係者（白河市暴力団排除条例（平成24年白河市条例第31号）第2条第3号の暴力団員及び同条例第10条の社会的非難関係者をいう。）でない者

2 前項第1号の規定にかかわらず、補助対象空家が共有名義である場合又は遺産分割前で遺産共有している状態にある場合は、共有者のうちから選任された代表者を補助金の交付対象者とすることができる。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、次の各号のいずれにも該当する事業（以下「補助対象

事業」という。)に要する経費とする。

- (1) 補助対象空家の全部を解体する工事(周囲への安全を確保する上で、空家の解体及び廃材等の処分が付随して行うことが適当であると認められる工事等も含む。)
- (2) 次のア又はイのいずれかの要件を満たしている事業者が施工する解体工事
ア 福島県の解体工事業者に登録されている事業者
イ 福島県の建設業許可を受けており、解体工事の資格を有する者が所属している事業者
- (3) 第9条第1項の規定による交付決定通知書の通知の日以降に契約する解体工事
- (4) 交付決定を受けた日が属する年度のおおむね2月末日までに第14条に規定する実績報告書を提出することができる解体工事

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する経費は、補助金の交付対象としない。

- (1) 空家及び土地の取得に係る費用
- (2) 設計費、調査費、各種申請手数料及びその他経費
- (3) 残置物の処分費
- (4) 物置、門扉、塀、カーポート等の附属の構築物の解体費
- (5) 浄化槽の処分費
- (6) 整地費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内の額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)とし、20万円を上限とする。ただし、第3条第2項に規定する補助対象空家の場合は、補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)とし、50万円を上限とする。

(事前調査)

第7条 第3条第2項に規定する補助対象空家に対する補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を申請する前に、当該空家が不良空家に該当するか否かの調査を受けなければならない。

2 前項の規定により事前調査を受けようとする者は、白河市空家解体補助金事前調査申込書(第1号様式)に位置図及び外観写真を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申込みがあったときは当該空家を調査し、適否を白河市空家解体費補助金事前調査結果通知書(第2号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、白河市空家解体費補助金交付申請書(第3号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 空家の位置図及び現況写真
- (2) 補助対象事業に要する費用に係る見積書の写し
- (3) 第7条の事前調査による不良空家の採点表(第3条第2項に規定する補助対象空家である場合に限る。)
- (4) 空家の登記事項証明書(未登記の場合にあっては、固定資産税台帳に所有者として登録されていることを証明する書類等)
- (5) 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築したことを証明する書類
- (6) 居住その他の使用が1年以上されていない空家であることを確認する書類(電気・水道の停止日が確認できるもの、ガス閉栓証明等)
- (7) 暴力団排除に関する誓約書(第4号様式)
- (8) 相続に係る空家の場合は、相続人であることを証明する書類
- (9) 第4条第2項に規定する代表者が申請者である場合は、共有者又は遺産共有者との紛争等に関する誓約書(第5号様式)
- (10) 共有に係る空家の場合は、全ての共有者の解体に係る同意書(第5号の2様式)及び印鑑登録証明書
- (11) 遺産分割前の遺産共有に係る空家の場合は、全ての相続人の解体に係る同意書及び印鑑登録証明書
- (12) 空家の所有者等から当該空家の解体について同意を得た者が申請者である場合は、所有

者等の解体に係る同意書及び印鑑登録証明書

(13) 空家の所有者等の相続人から当該空家の解体について同意を得た者が申請者である場合は、所有者等の相続人の解体に係る同意書、印鑑登録証明書及び戸籍謄本

(14) 市区町村民税の滞納がないことを証明する書類

(15) 固定資産税の滞納がないことを証明する書類（固定資産税が免税点未満で課税されていない場合は、名寄帳。）

(16) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項に規定する補助対象空家については、前項第5号に規定する書類の提出を省略する。

（交付決定）

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により補助金の交付の可否を決定し、白河市空家解体費補助金交付決定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第10条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請内容に変更が生じた場合には、速やかに白河市空家解体費補助金変更交付申請書（第7号様式）に、変更の内容を確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、白河市空家解体費補助金変更交付決定通知書（第8号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助対象事業の中止）

第11条 補助事業者は、補助対象事業を中止する必要がある場合は、白河市空家解体費補助対象事業中止届（第9号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 第9条の規定により通知された白河市空家解体費補助金交付決定通知書

(2) 第10条第1項の規定により申請内容を変更した場合は、同条第2項に規定する白河市空家解体費補助金変更交付決定通知書

（実績報告）

第12条 補助事業者は、当該補助対象事業が完了したときは、その完了の日（事業廃止について市長の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日以内又は第5条第4号で指定する日のいずれか早い日までに、白河市空家解体費補助対象事業実績報告書（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業の請負契約書の写し

(2) 補助対象事業に要する費用に係る領収書等の写し

(3) 補助対象事業の着手前と完了後の写真

(4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めた書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、白河市空家解体費補助金交付確定通知書（第11号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第14条 補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、白河市空家解体費補助金交付請求書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき、補助事業者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき

(2) 交付決定の条件に違反したとき

(3) 第11条に規定する中止届の提出があったとき。

2 市長は前項の規定により交付決定を取り消したときは、白河市空家解体費補助金交付決定取

消通知書（第13号様式）により、当該補助事業者に対し通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を求めるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を求めるときは、白河市空家解体費補助金返還命令書（第14号様式）によるものとする。

（検査等）

第17条 市長は、補助事業者に対し、随時、必要な指示をし、報告を求め、又は検査を行うことができる。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日要綱第63号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月1日要綱第21号）

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和4年3月15日要綱第72号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の白河市空家解体費補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年8月22日要綱第27号）

この要綱は、令和4年8月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月22日要綱第64号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日要綱第59号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の白河市空家解体費補助金交付要綱の規定は、令和8年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

評価区分	評価項目	評価内容	評価点	最高評価点				
1	構造一般の程度	(1) 基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45			
			イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20				
		(2) 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25				
2	構造の腐朽又は破損の程度	(3) 基礎、土台、柱又ははり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100			
			イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50				
			ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100				
		(4) 外壁	ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15				
			イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25				
		(5) 屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15				
			イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25				
			ウ 屋根が著しく変形したもの	50				
		3	防火上又は避難上の構造の程度	(6) 外壁		ア 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30
						イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20	
(7) 屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの			10				
4	排水設備	(8) 雨水	雨樋がないもの	10	10			

※ 一つの評価項目につき該当評価内容が2又は3ある場合においては、当該評価項目についての評価点は、該当評価内容に応ずる各評価点のうち最も高い評価点とする。